

## 中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、室蘭市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者が行う、省エネ対応設備等の導入による、エネルギー価格の高騰への対策を通じた経営基盤の安定、カーボンニュートラル（以下「CN」という）の促進による経済波及効果の創出に資する取り組みに対し、その経費の一部を補助することによって地域中小企業の振興を図り、もって「室蘭市地球温暖化対策実行計画」目標の達成に向けた産業部門の取組の促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に定めるものをいう。
- (2) 補助事業者 第7条に基づく交付決定の通知を受け、かつ第8条の規定に基づく申請の取下げを行わなかった者をいう。

### (補助申請区分)

第4条 補助の対象となる申請区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省エネルギー診断事業
- (2) 省エネルギー設備導入事業

### (交付の対象及び補助率等)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象者は、室蘭市内に事業所を有する中小企業者とする。ただし室蘭市産業振興条例第3条第1項において定める施設の設置者に限る。
- 3 省エネルギー診断事業の補助対象者は、別表2に掲げる省エネルギー診断を受診する事業者とする。
- 4
- 5 省エネルギー診断事業においては、令和8年度に省エネルギー診断を受診する場合に限り、令和7年度に申込みを行った別表2に掲げる省エネ診断費用も補助対象経費とすることができる。
- 6 省エネルギー設備導入事業においては、交付決定の日から遡って3カ月までを事業開始日とすることができる。ただし、令和8年4月1日を限度とする。
- 7 第1項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、理事長に対し、補助金交付申請書（様式第1号）を、その定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付する規程第3条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 申請者概要（様式第2号）
- (3) 納税証明書（滞納がないことの証明書）
- (4) 導入する機器の見積書

（交付の決定）

第7条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

（補助事業の内容の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容の変更（補助対象経費の20%未満の増減である場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、変更承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止等）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の遅延等の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに遅延等報告書（様式第8号）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する規程第9条に規定する理事長が定める書類は、次の各号に掲げるもの

とする。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 補助金決算書（様式第11号）

（補助金の額の確定等）

第13条 理事長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第14条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（押印の取扱い）

本事業に係る申請書類等については、押印を不要とする。

ただし、提出書類の真正性を担保するため、最終版の提出は原則としてPDF形式によるものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年4月1日 一部改正

別表1（第5条関係）

補助事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
1. 省エネルギー診断事業	自社のカーボンニュートラルに係る課題抽出のために、室蘭市内に設置された事業所において省エネルギー診断を受診する事業	省エネルギー診断の受診費用	10/10	2.5万円	対象となる省エネルギー診断は別表2を参照
2. 省エネルギー設備導入事業	自社のカーボンニュートラルの取組推進のために、室蘭市内に設置された事業所において省エネルギーのための機器を導入する事業	機械装置費、工事費、賃借料、クラウド利用料、手数料、その他特に必要と認める経費	2/3以内	20万円	

なお、以下の経費は補助対象としない。

1. 通信費等、既存事業部門との区別不可能な経費
2. 振込手数料
3. 汎用性のあるPC、スマートフォン、タブレット端末等
4. その他補助事業の遂行にあたり適切であると認められない経費

別表2（第5条関係）

種類	実施主体	備考
省エネ最適化診断	一般財団法人省エネルギーセンター	
省エネクイック診断		令和4年度、5年度に実施された「省エネ診断拡充事業」の受診を含む
地域エネルギー利用最適化取組支援事業 (省エネお助け隊による省エネ診断)	一般社団法人環境共創イニシアチブ	

(宛先)  
公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸 様

(申請者)  
所在地  
名称  
(代表者役職) (氏名)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金 交付申請書

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称、目的及び概要

事業区分  省エネルギー診断事業  
 省エネルギー設備導入事業  
事業名称

2. 事業の開始及び完了予定日

開始 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

3. 補助金交付申請額

円

4. 添付書類

- (1) 申請概要
- (2) 納税証明書（滞納のないことの証明書）
- (3) 省エネルギー設備導入事業においては、交付申請者が受診した省エネルギー診断の報告書、および導入する機器の見積書（30万円以上の場合は2者以上の相見積）

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業  
申請概要

1. 申請者概要

企業名 (任意団体名)	
事業実施場所 所在地	※申請者所在地と異なる場所で実施する場合に記載 〒

設立：年 月 日	資本金：万円	従業員数：人	業種：欄外の(※)から選択してください
連絡担当者	役職・氏名		
	Tel		E-Mail
経営状況表		(2期前) 年月～年月	(1期前) 年月～年月
	① 売上高	円	円
	② 経常利益	円	円
	③ 当期利益	円	円

## 2. 事業内容

1. 省エネに関する自社の課題
2. 補助事業の具体的内容
3. 設備を入れ替える場合、年間エネルギー消費量が低減する設備との比較 ※同じ基準における消費エネルギーの低減を示す根拠となる計算式と説明を記載してください。
4. 補助事業実施（課題解決）によって期待される効果

## 3. 事業スケジュール

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

## 4. 支出

科目	補助事業に 要する経費 (A)	補助対象経費 (B)	補助金交付 申請額 (B×補助率)	積算基礎

合計			診断は補助率 10/10 導入は補助率 2/3
----	--	--	----------------------------

※「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額とし、千円未満切捨てとする。

## 5. 収入

科目	補助事業に 要する経費	摘要
補助金		中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金
自己資金		
合計		

※申請者概要の「業種」は以下から選択してください

(補助金申請の対象となるのは記載された業種の事業者のみとなります)

1. 製造業、建設業、運送業、卸売業、電気業、ガス業、熱供給業
2. 産業支援サービス業（通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、機械設計業、商品・非破壊検査業、機械修理業など）
3. 試験研究施設（自然科学系）
4. ホテル・旅館業
5. 観光振興計画に記載のある観光関連業
6. 環境・リサイクル関連産業（再資源化を行なう施設）

(宛先)  
法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金

交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました上記補助金については、中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助事業の区分及び名称

事業区分  
事業名称

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

3. 交付の条件

- (1) 事業の遂行にあたっては、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程及び中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助対象事業の内容を変更するときは、必要な書類を提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更をきたさない場合で、補助対象経費の20パーセント未満の増減であるときは、この限りでない。
- (3) 補助対象事業の執行を中止、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (5) 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに必要な書類を提出し、理事長に報告しなければならない。
- (6) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関しすでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- ① この補助金を他の目的に使用したとき。
  - ② 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件に違反したとき。
  - ③ 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (7) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を公益財団法人室蘭テクノセンターに納付しなければならない。

令和 年 月 日

(宛先)  
公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中田 孔 幸 様

(補助事業者)  
所在地  
名称  
(代表者役職) (氏名)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業変更承認申請書

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、補助事業の変更について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (新旧対比)

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

(宛先)  
法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業の変更については、中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 承認の内容

令和 年 月 日付け補助事業変更承認申請書記載のとおり

3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	変更前	変更後
補助事業に要する経費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円

令和 年 月 日

(宛先)  
公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸 様

(補助事業者)  
所在地  
名称  
(代表者役職) (氏名)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業中止(廃止)承認申請書

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助事業の中止(廃止)について、下記のとおり申請します。

記

1. 中止(廃止)する補助事業名
2. 理由

テクノ(企)第 号  
令和 年 月 日

(宛先)  
法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業の中止（廃止）については、中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 補助事業名

2. 承認の内容

令和 年 月 日付け補助事業中止（廃止）承認申請書記載のとおり

令和 年 月 日

(宛先)  
公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸 様

(補助事業者)  
所在地  
名称  
(代表者役職) (氏名)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業遅延等報告書

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、補助事業の遅延等について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の進捗状況
3. 遅延等の理由
4. 遅延等に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

令和 年 月 日

(宛先)  
公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中 田 孔 幸 様

(補助事業者)  
所在地  
名称  
(代表者役職) (氏名)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助事業実績報告書

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 事業実施報告書 別紙のとおり
3. 補助事業の決算書 別紙のとおり
4. 口座振込の振込先  
銀行名  
支店名  
口座種別  
口座番号  
口座名義人  
(フリガナ)

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

事業実施報告書

1. 事業区分

1. 実施した補助事業の内容

【省エネルギー診断事業の場合】

● 受診した診断名：

省エネ最適化診断

省エネクイック診断

省エネお助け隊による省エネ診断

● 受診結果：

【省エネルギー設備導入事業の場合】

● (導入した機器名) の導入

● 機器の概要：

※機器の設置状況がわかる写真 (3~6枚程度)

写真を貼付		
写真の説明		

● 想定される効果：

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助金決算書

○事業区分等

事業区分		
補助率		

○支出

科目	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額		摘要
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額	
合計							

※補助金充当額の実績額は、補助対象経費の実績額合計に事業区分に応じた補助率を乗じて得た額と交付決定額のいずれか低い額とする。

○収入

科目	補助事業に要した経費	摘要
補助金		中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金
自己資金		
合計		

(宛先)  
法人名称及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人室蘭テクノセンター  
理事長 中田 孔幸

中小企業カーボンニュートラル促進支援事業

補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました上記補助金に係る実績報告書について、中小企業カーボンニュートラル促進支援事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、同条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助事業名
2. 補助金交付確定額 円